

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

特定事業主名：三重県（知事部局及び労働委員会事務局、議会事務局、監査委員事務局、
人事委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局）

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 87.4% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 86.6% |
| 全職員 | 75.8% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | 115.5% |
| 本庁課長相当職 | 99.3% |
| 本庁課長補佐相当職 | 97.7% |
| 本庁係長相当職 | 92.2% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 98.9% |
| 31～35年 | 96.7% |
| 26～30年 | 95.8% |
| 21～25年 | 91.2% |
| 16～20年 | 90.3% |
| 11～15年 | 88.3% |
| 6～10年 | 93.5% |
| 1～5年 | 95.5% |

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員」の男女比は概ね7：3であるところ、女性の新規採用者の増加により、勤続年数10年以下の区分に占める女性の割合が約4割となっており、相対的に給与水準が低い職員が女性に偏っている。
- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員と給与制度が異なる職を一つの区分として集計しているが、職ごとの男女の給与の差異は次のとおりとなる。しかし、任期付職員、再任用職員、会計年度任用職員をまとめて「任期の定めのない常勤職員以外の職員」の区分として平均給与を計算すると、職員構成の違い（男性職員は再任用職員の割合が高い一方で女性職員は会計年度任用職員の割合が高い）により、差異が大きくなる。

| 職 | 男女の給与の差異 |
|-------------|---------------------|
| | (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
| 任期付職員・再任用職員 | 102.5% |
| 会計年度任用職員 | 98.3% |

- ・また、「全職員」についても同様に、給与制度の異なる「任期の定めのない常勤職員」と「任期の定めのない常勤職員以外の職員」をまとめて集計した結果、職員構成の違い（女性職員に比べ、男性職員は「任期の定めのない常勤職員」の割合が高い）により、差異が大きくなる。

※短時間勤務の会計年度任用職員は職によって勤務時間の差異が大きいという実態等をふまえ、今年度の公表から、短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

特定事業主名： 三重県企業庁

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 82.4% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 62.2% |
| 全職員 | 67.3% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | - |
| 本庁課長相当職 | 103.7% |
| 本庁課長補佐相当職 | 92.6% |
| 本庁係長相当職 | 95.6% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | - |
| 31～35年 | 108.7% |
| 26～30年 | 91.1% |
| 21～25年 | 96.1% |
| 16～20年 | 87.1% |
| 11～15年 | 91.8% |
| 6～10年 | 85.8% |
| 1～5年 | 92.4% |

【説明欄】

- ・本庁部局長・次長相当職区分には女性職員がいないため「-」と記載する。
 - ・36年以上勤務の女性職員はいないため「-」と記載する。
 - ・本庁部局長・次長相当職の職員について、女性職員は該当者がおらず、男性職員に偏っていることから、男女間で給与の差異が生じている。
 - ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」について、職員構成の違い（再任用職員には女性職員がおらず、会計年度任用職員は女性職員の割合が高い）により、差異が大きくなる。
- ※短時間勤務の会計年度任用職員は職によって勤務時間の差異が大きいという実態等をふまえ、今年度の公表から、短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表（令和6年6月公表）

特定事業主名：三重県病院事業庁

1. 全職員に係る情報

| 職員区分 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員 | 85.5% |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | 76.5% |
| 全職員 | 78.5% |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------|---------------------------------|
| 本庁部局長・次長相当職 | — |
| 本庁課長相当職 | 110.3% |
| 本庁課長補佐相当職 | 86.1% |
| 本庁係長相当職 | 98.3% |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数 | 男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上 | 90.1% |
| 31～35年 | 92.8% |
| 26～30年 | 97.2% |
| 21～25年 | 98.5% |
| 16～20年 | 85.1% |
| 11～15年 | 83.3% |
| 6～10年 | 83.7% |
| 1～5年 | 81.2% |

【説明欄】

- ・本庁部長・次長相当職については、女性職員がいない。
- ・全職員に占める任期の定めのない常勤職員の割合について、男性職員は9割以上であるのに対して、女性職員は約7割であるため、全職員における男性職員の平均給与が女性よりも高くなっている。
- ・医師の給与水準が他職種よりも高いことや、医師に占める男性職員の割合が高いことなどにより、男性の平均給与が女性よりも高くなっている。

※短時間勤務の会計年度任用職員は職によって勤務時間の差異が大きいという実態等をふまえ、今年度の公表から、短時間勤務の会計年度任用職員の職員数については、勤務時間に応じて換算している。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。